

令和4年1月双葉町農業委員会定例総会会議録

1. 日 時 令和4年1月21日（金）13時30分開会

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所2階大会議室

3. 招 集 者 双葉町農業委員会会長 泉田 健一

4. 議事日程

日程第1 議事録署名人の指名について

日程第2 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

日程第3 農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について

出席農業委員

議席1 大橋 利一 委員 議席2 木幡 治 委員 議席3 鶴沼 久江 委員

議席4 林 和男 委員 議席5 欠 席 議席6 高木 幸恵 委員

議席7 澤上 榮 委員 議席8 欠 席

出席農地利用最適化推進委員

榎内 宏 委員 井戸川 弘幸 委員 渡辺 浩美 委員 高玉 正祐 委員

5. 職務のため会議に出席した者の氏名

農業振興課長兼農業委員会事務局長 相楽 定徳

農業振興係長（併任） 大和田 千歳

主査（併任） 箭内 洗平

6. 開会

○相楽事務局長

定刻になりましたので、只今より双葉町農業委員会1月定例総会を開催いたします。本日は会長が事情により職務を執り行えないため、会長職務代理者に議長をお願いすることといたします。それでは会長職務代理者からごあいさつをお願いします。

7. 会長職務代理者挨拶

みなさんお忙しい中、1月の定例総会に出席いただきありがとうございます。農地利用最適化推進委員の皆さんにもご出席いただいております。重ねて御礼を申し上げたいと思います。本日の総会は、議案2件となります。皆様の慎重な審議をお願いしまして、簡単ですが挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

8. 議事

○相楽事務局長

どうもありがとうございました。議事に入ります前に泉田委員、高田委員より欠席の旨ご連絡がありましたのでご報告いたします。それでは、総会の進行につきましては会長職務代理者が議長となりますので会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

◆議長（澤上会長職務代理者）

ただいまの出席委員は、6名です。定足数に達しておりますので、これより令和4年1月定例総会を開会いたします。議事に入る前に、会務報告を事務局から報告させます。事務局長。

○相楽事務局長

それでは報告させていただきます。

(会務報告を朗読)

◆議長（澤上会長職務代理者）

直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配布したとおりです。

日程第1、議事録署名人の指名についてお諮りいたします。議事録署名人は、会議規則第13条第2項の規定により議長及び総会において定めた2名以上の出席委員となっておりますので、議長が指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

「(異議なし) の声」

◆議長（澤上会長職務代理者）

異議なしと認めます。議事録署名人は会長が指名することに決定いたしました。議事録署名人には、1番・大橋利一委員、3番・鶴沼久江委員の両名を指名いたします。

続きまして日程第2、議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」を議題とします。職員に議案の朗読をさせます。事務局長。

○相楽事務局長

本日の議案第1号及び第2号について関連性がありますので、併せて議案の説明をさせていただきます。議案第1号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年1月21日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。

内容につきましては、譲渡人は双葉町大字下羽鳥字南迫×× A氏、譲受人は双葉町大字下羽鳥字南迫×× B氏、土地の表示は大字下羽鳥字南迫×× 田××㎡他2筆、計××㎡となります。

続きまして資料23ページ、議案第2号「農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請について」農地法第3条第1項及び第3項の規定に基づき、所有権移転の許可申請があったので審議に付す。令和4年1月21日提出。双葉町農業委員会会長 泉田健一。

内容につきましては、譲渡人は双葉町大字下羽鳥字南迫×× C氏、譲受人は双葉町大字下羽鳥字南迫×× B氏です。議案第1号の譲渡人A氏はC氏の妻で、それぞれの所有する農地を子のB氏へ生前一括贈与する形となります。土地の表示は大字前田字阿弥陀下×× 田××㎡他7筆、合計××㎡、大字下羽鳥字南迫×× 畑××㎡他9筆、計××㎡となります。合計面積××㎡です。作付予定作物は、田で水稻、畑で野菜を作付けする予定です。議案1号、2号ともに譲受人労働力は2人であり、移転理由は受贈し引き続き農業経営を主宰するためです。なお、許可後は周辺地域との水利調整等を行い、周辺農地へ影響を及ぼすことなく地域農地の利用調整に努めます。また農業維持の話し合いへの参加、共同利用施設の取り決めを遵守し、鳥獣被害対策も協力しますとのことです。以上、ご審議よろしく願いいたします。

◆議長（澤上会長職務代理者）

本件に係る調査結果を地区担当委員である木幡委員より報告願います

◇木幡委員

本件に係る調査結果につきまして、譲渡人C氏のところに1月15日、電話で連絡しました。今回の申請について子のB氏に生前一括贈与することに間違いありませんとのことでした。その後、奥様のA氏にも代わっていただき、同じく確認したところB氏に生前一括贈与することに間違い

ありませんとのことでした。

続きまして、同日譲受人のB氏についても、電話で確認しました。今回の申請内容について間違いありませんとのこと。避難指示解除後には営農再開されるとのお話も伺いましたので、皆さんにご報告をいたします。以上です。

◆議長（澤上会長職務代理者）

本件について質疑・ご意見ありませんか。

（なし）

◆議長（澤上会長職務代理者）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りいたします。議案第1号及び議案第2号の所有権移転の許可申請については、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

◆議長（澤上会長職務代理者）

異議なしと認めます。議案第1号及び第2号の農地法第3条第1項の規定に基づく所有権移転の許可申請のとおり許可することに決定いたしました。以上で本日の提出された議案は全て終了いたしました。

（閉会時間 13時45分）

引続き、下記事項について協議

（1）令和4年2月定例総会の開催及び日程について

引続き、下記事項について報告

（1）農地法第3条の3第1項の規定による届出の受理について

上記会議の顛末を記録し相違ないことを証するためここに署名する。

農業委員会 会長職務代理者 澤上 榮 ⑩

議事録署名人 大橋 利一 ⑩

議事録署名人 鵜沼 久江 ⑩